

令和4年6月29日

消防職員の懲戒処分について

習志野市消防長 廣瀬 義嗣

職員の処分を行いましたので、お知らせいたします。

1. 被処分者及び処分の内容

所属	職名	年齢	処分内容
警防課 (非違行為時:中央消防署)	消防司令補・主査補	47歳	停職3か月

2. 処分年月日 令和4年6月29日

3. 非違行為の概要

日時:令和4年2月14日(月) 13時30分頃

場所:市内店舗及び市内施設

内容:守秘義務等の違反

被処分者は、いたずらの疑いがある119番通報の確認に市内店舗へ出向した際、店舗内の防犯カメラ映像から疑いがある人物を特定し、そのモニター映像を部下の個人所有するスマートフォンで撮影させ、関係すると思われる施設に出向いて関係者に提示した。

このことは法令及び職務上の命令ではない規定外の行為で地方公務員法第32条の違反であり、その責任は免れない。よって、同法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、停職処分を行うものである。

【宮本泰介市長コメント】

消防職員が不祥事を起こし皆様の信頼を損ないましたことを深くお詫び申し上げます。

職員には公務員として、法令を遵守した適正な業務を遂行することが充実した市民サービスの礎であるということを、さらに周知徹底してまいります。

【消防長コメント】

市民の生命と財産を守ることを本務とする消防職員が法令を違反し、市民の皆様の信頼を大きく損ねる事態に心からお詫び申し上げます。

再発防止に向けて全ての職員が法令遵守を徹底するよう取り組み、消防行政の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

問合せ先 : 習志野市消防本部

電話 : 047-452-1282(直通)

047-452-1212(代表)